

審 査 基 準

平成21年3月10日作成

法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項：第13条第4項
処 分 の 概 要：運送事業用自動車 が 運送事業用自動車 で なくなった場合の保管場所 標章の交付
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め： ・ 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項（保管場所標章）、第13条第 3項（適用除外等） ・ 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第4条（保管場所標章の交付の手 続）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定める ことを要しない。）
標 準 処 理 期 間：1日
申 請 先：警察署交通課
問 合 せ 先：警察本部交通規制課（電話022-221-7171）又は警察署交通課
備 考：